

盛岡市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 26 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 31 年 1 月 28 日付け 30 盛監第 49 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 都市整備部及び農業委員会事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30 盛都第 114 号

平成 31 年 3 月 25 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 1 月 28 日付け盛監第 49 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部都市計画課）

私人への歳入の徴収事務の委託に当たり、受託者がまだ現金を徴収していない無料券利用分の使用料を払い込ませている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

新年度からの更新に伴い、無料券利用分については、無料券等の発行元から受託者に現金が支払われた後、速やかに駐車場使用料として払い込ませるという内容の協定を締結することとした。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）についての認識不足である。今後は取扱いを改め、指定管理の協定の中で仕様書の内容を修正し、受託者が無料券等の発行元から無料券利用分の現金を徴収した後に、無料券利用分の使用料を払い込むこととし、再発防止に努める。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成31年 1月28日付け30盛監第49号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部景観政策課）

（1）委託契約の完了検査に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 毎月の行なうべき検査を行っていないもの

イ 契約書で定めた様式とは異なる業務完了報告書により検査を行っているもの

（2）物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 事実と異なる日付で支出負担行為兼支出命令書を起票しているもの

イ 不備のある見積書を徴取しているもの

2 措置の状況

（1）措置の内容

ア 指摘事項（1）について

委託契約の報告・検査について課内研修を実施し、適正な方法について周知徹底した。また、平成30年度の年間業務完了報告書は契約書に定めた様式により受け付けることとした。

イ 指摘事項（2）について

物品の購入に当たり、適切な時期の支出負担行為兼支出命令書の起票と、見積書の内容の確認について課内研修を実施し周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（1）について

原因は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び業務委託契約約款の内容に対する認識不足によるものである。

今後は、業務完了報告書の受付に当たり、報告書の内容の確認及び検査記録を複数の職員によるチェック体制により適正な事務処理とし、再発防止に努める。

イ 指摘事項（2）について

原因は、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）の認識不足及び見積書の内容の確認不足によるものである。

今後は、物品購入に当たり、支出負担行為兼支出命令書の起票及び見積書の内容等を複数の職員によるチェック体制により適正な事務処理とし、再発防止に努める。

平成31年3月22日

盛岡市監査委員 工藤由春
盛岡市監査委員 菅原和彦
盛岡市監査委員 小山田正美
盛岡市監査委員 八木橋美紀様

盛岡市長 谷藤裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月28日付け30盛監第49号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（都市整備部盛岡南整備課）

日帰り旅行命令に当たり、日当を支給していない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ注意していたものであり、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

日帰り旅行命令簿の作成及び日当の支給について、課内研修において指導を行い、適正な事務処理について改めて周知徹底を図ったとともに、今年度分についても日帰り旅行命令簿と公用車運行記録簿の突合せを行い、誤りがないことを確認した。

また、日当を支給していなかった職員に対して、3月補正後に追給手続きを行う予定である。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、同日に市内用務と市外（日当支給対象地）用務があった職員について、市内用務のみでの旅行命令を発していたことによるものである。今後は、旅行命令時の旅行先の確認及び毎月の集計時に複数職員で日帰り旅行命令簿と公用車運行管理簿を突合せを行う等チェック体制を強化し、再発防止に努める。

30盛市街第160号

平成31年3月22日

盛岡市監査委員 工藤由春様
盛岡市監査委員 菅原和彦様
盛岡市監査委員 小山田正美様
盛岡市監査委員 八木橋美紀様

盛岡市長 谷藤裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月28日付け30盛監第49号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（都市整備部市街地整備課）

- (1) 工事請負契約に当たり、現場と整合しない設計図書により契約を締結し、出来形不足が発生している事例が見られたので、適正な工事監督業務の遂行を求める。
- (2) 工事請負契約に当たり、出来高不足により契約を解除している事例が見られたので、適正な工事監督業務の遂行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

出来形不足が発生した事例を受け、課内において当該事例の報告および適正な工事監督業務を遂行するように指導を行った。

イ 指摘事項(2)について

出来形不足が発生した事例を受け、課内において当該事例の報告および適正な工事監督業務を遂行するように指導を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は当初設計時における現場確認及び変更設計時における出来形確認が不十分であったことによるものである。

今後は、監督員が当初設計時の現場確認、現場着手前の設計図書照査、変更設計

前の出来形確認の確実な実施を図るために、課内研修を実施し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、工事請負契約約款第9条4項にある監督員の書面による指示又は承諾が適切に行われなかったこと及び請負工事監督員要領第3にある監督員の責務が適切に行われなかったことによるものである。

今後は、書面による指示又は承諾を徹底するとともに、課としても工事監督業務を適切に行うよう課内研修を実施し、再発防止に努める。